【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年３月27日
【会社名】	株式会社ＭｏｎｏｔａＲＯ
【英訳名】	MonotaRO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　鈴木 雅哉
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町231番地の２
【電話番号】	06－4869－7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長　田中 秀和
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市西向島町231番地の２
【電話番号】	06－4869－7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長　田中 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成24年３月22日開催の当社第12期定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年３月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金７円

第２号議案 定款一部変更の件

① 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化をはかるため、現行定款第２条（目的）について所要の変更を行うものであります。

② 業務執行の決定機能と執行役等の職務執行の監督機能の強化に備えるため、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を７名以内から10名以内に変更するものであります。

③ 業務執行の強化に備えるため、現行定款第32条（執行役の員数）に定める執行役の員数の上限を５名以内から７名以内に変更するものであります。

④ 代表執行役を複数名選定することができることを明確化するため、現行定款第35条（代表執行役及び役付執行役）について所要の変更を行うものであります。

⑤ 上記のほか、現行定款を全面的に見直し、字句の追加及び修正を行うとともに、不要規定の削除を行うものであります。（現行定款第８条、第27条、第30条、第36条、第40条及び附則第１条）

第３号議案 取締役７名選任の件

取締役として、瀬戸欣哉、鈴木雅哉、宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄、岸田雅裕およびRonald Louis Jadin（ロナルド・ルイス・ジャディン）を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第１号議案	267,058個	90個	－個	98.84%	可決
第２号議案	266,153個	995個	－個	98.51%	可決
第３号議案					
瀬戸 欣哉	261,817個	5,331個	－個	96.90%	可決
鈴木 雅哉	266,963個	185個	－個	98.81%	可決
宮島 正敬	229,196個	27,182個	10,770個	84.83%	可決
山形 康郎	220,032個	36,346個	10,770個	81.44%	可決
喜多村 晴雄	266,950個	198個	－個	98.80%	可決
岸田 雅裕	266,939個	209個	－個	98.80%	可決
Ronald Louis Jadin （ロナルド・ルイス・ジャディン）	228,947個	38,201個	－個	84.74%	可決

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

・第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

・第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の３分の２以上の賛成です。

・第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上